

論壇

米国の確定申告の状況

わが国における電子申告普及策への示唆



筑波大学大学院教授
中山 清

V 申告書作成業者

わが国では、申告書作成は、税理士法により、無償の場合も含め、税理士の独占業務となっている。米国では、公認会計士(CPA)や登録代理人(Enrolled Agent)以外も報酬を取って申告書を作成することが認められている。これらの申告書作成業者の最大手のHRプロック社は、本年の確定申告期には、全米で1万1千箇所の事務所を開設し、週末も営業し、1600万人の顧客の申告書を作成し、税務サービスだけで25億ドルの利益を上げている。これらの申告書作成業者については、還付金担保

談室)で作成された申告書が0.4%の48万件となっている。米国では、税務相談室での申告書作成は、低所得者層に限定されており、広大な国土に約330箇所しかない。他にも理由が考えられるが、電子申告が本格化する以前からの傾向として、自書申告ないし有料の申告書作成を選択する納税者の割合が米国では圧倒的に高いといえる。

I はじめに

米国では、1985年から電子申告プログラムが始まったが、クリントン政権下の1998年の「IRS(米国内国歳入庁)再構築改革法」(「IRS改革法」)により、電子申告への本格的な取り組みが始まった。2007年までにすべての納税申告の80%を電子申告にするという目標が立てられているが、今年の4月15日に終了した2005年分の個人の所得税確定申告では、総受理申告書1億2272万件(4月21日現在・毎年約1億3、300万件的個人の確定申告書が提出される)のうち、約7千万件、57%が電子申告により行われており、着実にその利用割合が向上してきている。

II 米国における電子申告推進の背景

既に述べたように、1998年のIRS改革法により、電子申告への本格的な取り組みが始まったが、当時は、IRSの調査手法、納税者サービス、コンピューター・システム、事務効率等に問題があることが指摘されており、特に、上院財政委員会で開催された公聴会で、IRSの現役職員や納税者の証言によって、IRSの実態が厳しく批判され、政治問題化した結果、IRSを納税者の権利保護、サービスに重点をおいた、より効率的な組織にするための抜本的な改革案が議会

IV 納税者に優しい税務署

わが国では、年末調整制度により、給与所得者の大半が確定申告を要しない(417万人の給与所得者のうち、約93%の3875万人について年末調整のみで納税義務が確定している)ため、所得税の確定申告件数は、2005年分で2318万人である。一方、米国では、給与所得者

VI 還付申告書

わが国でも還付申告は確定申告書全体の約半分を占めているが、米国では、80%が還付申告である。その理由としては、既に述べたように、雇用者による年末調整が行われていないことに加え、低所得者層向けの税額控除(夫婦で申告している子供が2人いる場合、年間所得が1万6400ドルであれば、4400ドルの税額控除を控除しきれない場合はその額が納税者に還付(支給)される)が認められる。特に、この税額控除(EITC)については、確定申告しなければその適用がないため、低所得者層が申告書作成業者を利用する原因の一つになっている。

VIII 最後に

電子申告は、納税者の利便性・コストだけでなく、税務当局のコスト面でも多くの利点があり、官民が一体になってその普及に努めていくべきものである。しかし、これまで述べてきたように、各国の税制や税務行政の違いにより、電子申告の有用性や必要性に程度の差があり、電子申告の普及割合もそれらの要因に左右されることになるのではないかと考えられる。もっとも、いかなるコストを払っても一定割合の普及を図るべきであるというところであれば話が別であるが、(本稿の執筆に当たって本庄資教授の著作を参考にさせていただいた。)

VII わが国で電子申告を普及させるには

以上を踏まえて、わが国における電子申告普及策を検討する上で考慮すべき点は次のようになる。

①従来から自分で申告書を作成し、郵送していた納税者の割合は、税制・税務行政の差もあり、米国の方が多いと考えられる。これらの自書申告をしている納税者にとって、より正確で、かつ還付金を早く受け取ることができ、しかも年間所得5万ドル以下であれば手数料等のコストが原則としてからない電子申告は利用するインセンティブが大きいであろう。一方、税務署に確定申告のため来ているわが国の納税者が既に現在の税務署での申告に満足している場合、少なくとも現在と同レベルのサービスが税務署によって提供される限り、電子申告を利用するようになることはあまり期待できないのではないかと。②もっとも、高齢者にとっては、税務署よりも便利な自宅に近い地域の公的施設(たとえば図書館など)でインターネットに接続したコンピューターと然るべき補助者がいれば、電子申告の利用を推進することになる。ただ、誰を補助者にするかについては、税理士法との関係が問題になる。③わが国の確定申告で税理士作成分の電子申告が何件あるかは不明であるが、米国では、申告書作成業者も含めた有料の税務サービスを利用した申告書のうち、約3分の2(2003年分のデータにより推計)に相当する5千万件が電子申告であり、電子申告件数の約7割を占めており、電子申告の普及に貢献している。わが国の場合、東京税理士会の提言でも指摘され、上記行動計画でも取り上げられている制度・システム上の問題が先ず解決される必要があるが、①で述べたようなわが国の事情もあり、税理士が関与する申告書がどの程度電子申告になるかがわが国における電子申告の普及を左右するといっても過言ではないであろう。④電子申告のインセンティブとして、韓国で採用されているような電子申告税額控除を導入することが東京税理士会の提言にもある。米国では同様の税金面での措置がクリントン政権により提案されたが結局議会が承認するに至らなかった。この控除制度がどの程度効果があるかは、その控除の内容にもよるのであるが、仮に韓国のような2万ウォン(2400円相当)の税額控除を導入した結果、功を奏して、所得税の申告書全体の半分が電子申告を利用するようになると、年間300億円近い財源を要することになる。費用対効果や日本人の国民性等をも考慮した検討が必要になる。

にも時間を要すること等から事務効率の低下にもつながっていた。電子申告の場合、申告書作成の段階から計算ミス等が検出・修正される上、入力・処理の際のミスも少ないため、2005年度では、紙の申告書の場合の処理に伴う問題発生割合が23.3%であったのに対して、電子申告の場合、1.7%と低くなっている。また、電子申告の場合の還付金処理に要する日数は紙による申告の場合の半分以下であり、納税者の利便も向上している。

次に、米国における確定申告が、同じ申告納税制度でありながら、わが国とどのように違うのかを見ていく。

次に、米国における確定申告が、同じ申告納税制度でありながら、わが国とどのように違うのかを見ていく。

次に、米国における確定申告が、同じ申告納税制度でありながら、わが国とどのように違うのかを見ていく。

次に、米国における確定申告が、同じ申告納税制度でありながら、わが国とどのように違うのかを見ていく。